

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	介護保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険事務では、事務の一部を委託しているため、委託先による不正入手・不正使用等への対策として、特に契約に際し、個人情報保護管理体制に重点を置き対応することを条件付与し、万全を期している。

評価実施機関名

奈良市長

公表日

令和7年3月21日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム3	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	<p>庁内でのデータ連携機能を有する。</p> <p>1. 既存住民基本台帳システムから住民票異動情報を取り込み、各業務の宛名データへ連携する。 2. 各業務システムが作成した住登外宛名へ連携する。 3. 税・福祉など各業務システムが他業務へ連携するデータを授受する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (各種業務システム)</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>中間サーバは、情報提供ネットワークシステム、既存住基システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで符号の取得(※)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(※)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>①符号管理機能: 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である符号とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)する機能。 ③情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能: 中間サーバと既存住基システム、団体内統合宛名システム等及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能: 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能: セキュリティを管理する機能。 ⑨職員認証・権限管理機能: 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計業務の集計、稼働状況の通知及び保管期間切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (団体内統合宛名システム)</p>
システム5	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	<p>【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能。</p> <p>【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号利用法 第9条第1項別表100の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 (1) 番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項</p> <p>【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 131、132の項</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部介護福祉課
②所属長の役職名	介護福祉課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
その必要性	個人を正確に特定し、公平・公正な介護保険事務を行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人番号、その他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報、連絡先、住民票関係情報: ①資格の管理の際に、資格要件を確認するため、②通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のため 3. 地方税関係情報: 収入・所得等に応じて保険料の賦課等を行うため 4. 健康・医療関係情報: 主治医の意見書等を必要とするため 5. 医療保険関係情報: 医療保険関係情報により資格の確認、高額医療合算等を行うため 6. 障害者福祉関係情報: 被保険者の適用除外の確認等を行うため 7. 生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護受給者に対する保険料の賦課等を行うため 8. 介護・高齢者福祉関係情報: 資格取得者の把握や算出した介護保険料を基に対象者に納入通知等の発行を行うとともに、認定情報等を基に給付事務を行うため 9. 年金関係情報: 年金からの保険料の特別徴収等を行うため 10. 災害関係情報: 保険料・利用料の軽減等を行うため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	福祉部介護福祉課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、障がい福祉課、保護課、国保年金課、福祉医療課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (奈良県後期高齢者医療広域連合) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (奈良県国民健康保険団体連合会)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (サービス検索・電子申請機能)	
③使用目的 ※	介護保険法に定められた事務を行うため	
④使用の主体	使用部署	福祉部介護福祉課・福祉部福祉政策課・福祉部長寿福祉課、市民部市民課、西部出張所総務課及び住民課、都祁及び月ヶ瀬行政センター総務住民課、東部出張所、北部出張所、財務部滞納整理課
	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	I 被保険者の資格管理 本人等の申請又は住民票関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報等をもとに資格管理を行う。 II 保険料の賦課・徴収 本人等の申請又は住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報、災害関係情報等をもとに保険料の賦課・徴収を行う。 III 要介護(要支援)認定等 本人等の申請又は住民票関係情報、健康・医療関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報等に基づき、要介護(要支援)認定に関わる事務を行う。 IV 保険給付 本人等の申請又は住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報等に基づき、保険給付を行う。 但し、市民生活部市民課、西部出張所総務課及び住民課、都祁及び月ヶ瀬行政センター総務住民課、東部出張所、北部出張所及び財務部滞納整理課では、資格及び収納状況の確認業務を行う	
	情報の突合	I 被保険者の資格管理 被保険者の資格の確認のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報及び年金関係情報等の突合を行う。 II 保険料の賦課・徴収 保険料の賦課決定のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報及び災害関係情報等の突合を行う。 III 要介護(要支援)認定等 要介護(要支援)認定のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報等の突合を行う。 IV 保険給付 保険給付のため、本人等の申請内容、住民票関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報及び災害関係情報等の突合を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		
①委託内容	介護保険法の規定に基づき、被保険者からの認定申請受付、認定調査及び主治医意見書の依頼・回収並びに介護認定審査会の審査資料の準備等に係る介護認定業務、及び介護保険被保険者証等の発行の一部を委託する。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
①委託内容	奈良市介護保険システム最適化事業の運用保守委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通グループ奈良市情報システム最適化共同事業体(富士通リース㈱・富士通㈱)、富士通Japan(株)	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託業務の附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再受託者に、当該委託契約書に記載された権利譲渡の制限や秘密保持等に関する事項を遵守させるとともに、再受託者の氏名、再委託の内容を、市に事前に通知し、その承認を得ることを委託契約上の条件としている。
	⑥再委託事項	本介護保険システムを円滑に運用し、故障等の際の円滑な対応を目的とし、本共同体の補助者の役目として再委託されている。
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (32) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (11) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号及び別表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号及び別表に定める各事務(別紙1参照)
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
移転先1	福祉部 保護課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奈良市条例第42号。以下「番号利用条例」という。) 第4条第3項
②移転先における用途	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護受給者(申請者含む)にかかる第一号被保険者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先2	福祉部 国保年金課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項 番号利用条例第4条第3項
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先3	総合政策部 危機管理課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項 番号利用条例 第4条第3項
②移転先における用途	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法に基づく要介護度3以上の認定者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="radio"/>] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先4	福祉部 長寿福祉課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項 番号利用条例 第4条第3項
②移転先における用途	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先5	福祉部 福祉医療課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項 番号利用条例 第4条第3項
②移転先における用途	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="radio"/>] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先6～10	
移転先6	福祉部 保護課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項 番号利用条例 第4条第3項
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	中国残留邦人等支援給付受給者(申請者含む)にかかる第一号被保険者
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先7	福祉部 障がい福祉課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項 番号利用条例 第4条第3項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法に基づく要介護認定者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	データ更新の都度
移転先8	福祉部 長寿福祉課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項 番号利用条例 第4条第3項
②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	更新の都度

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<本市における措置>

- ・サーバ機器はセンター内に設置しており、厳格な入退室管理を行っている区画に設置した施錠できるサーバラックに保管。
- ・サーバへのアクセスは、ICカードとパスワードによる端末ログイン認証およびシステム上のID/パスワードによる認証が必要。
- ・申請書等の保管年限内は、施錠できる事務室内または書庫での保管を行っている。

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
- ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<サービス検索・電子申請機能における措置>

- ・書類等の保管年限内は施錠できる事務室内または書庫での保管を行っている。
- ・データは、厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。
- ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。

【消去方法】

- ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは紙に打出し後、速やかに完全消去する。
- ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

・保管場所

- ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
 - ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
 - ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

- ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

・消去方法

- ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。
- ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。
- ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

介護保険情報ファイル

- | | |
|--|--|
| <p>1. 宛名情報</p> <ul style="list-style-type: none">宛名コード世帯コード氏名生年月日性別続柄住民区分住民となった日住民となった届出日現住所情報転入元情報転入先情報送付先情報連絡先情報口座情報世帯構成情報生活保護受給者情報国民健康保険加入者情報後期高齢者被保険者情報 <p>2. 資格情報</p> <ul style="list-style-type: none">資格得喪情報設入所情報要保護境界層者情報適用除外施設情報 <p>3. 賦課情報</p> <ul style="list-style-type: none">賦課情報減免猶予情報賦課年金受給情報算定根拠情報 <p>4. 収納情報</p> <ul style="list-style-type: none">調定情報収納情報過誤納情報還付充当情報督促催告情報繰越情報滞納管理情報処分管理情報分納情報分納内訳情報 <p>5. 認定情報</p> <ul style="list-style-type: none">要介護認定情報サービス種類限定情報種類変更情報審査会意見情報訪問調査情報特記事項治医意見書情報 | <p>6. 給付情報</p> <ul style="list-style-type: none">居宅サービス計画届出情報給付管理票情報受給者異動履歴情報償還払い申請情報償還払い明細基本情報償還払い明細情報償還払い緊急時施設療養情報償還払い特定診療費情報償還払い食事費用情報償還払い居宅サービス計画費情報償還払い福祉用具購入費情報償還払い住宅改修費情報償還払い集計情報償還払い決定者情報償還払い特定診療費明細情報償還払い食事費用明細情報償還払い標準負担額差額申請情報事前相談情報事前相談明細基本情報事前相談福祉用具購入費情報事前相談住宅改修費情報事前相談集計情報高額算定情報高額申請情報高額合算申請情報高額合算支給決定情報高額合算給付実績情報給付実績基本情報給付実績明細情報緊急時施設療養費情報特定診療費情報特定診療費明細情報食事費用情報食事費用明細情報居宅サービス計画費情報福祉用具購入費情報住宅改修費情報給付実績集計情報高額介護サービス費情報□給付実績エラー管理情報□過誤申立情報再審査申立情報特定入所者介護サービス費用情報社会福祉法人軽減情報一時差止対象者情報控除適用情報支払方法変更情報減額免除認定情報一割負担減免情報旧措置者減免情報訪問介護負担額減額情報特定入所者介護サービス情報社会福祉法人軽減情報二次予防事業対象者情報基本チェックリスト作成情報 |
|--|--|

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳や税等に関する情報の入手については、庁内連携機能で介護保険情報ファイルへ情報を取得するため、介護保険事務の対象となりうる住民以外の情報を入手することはない。 ・住民からの届出・申請等の情報の入手にあたっては、窓口にて届出・申請内容、本人確認を実施している。また、必要な情報のみを記載する様式としており、記載方法を十分に説明し、必要な情報以外は記載しないようにしている。 ・他市町村からの住登外情報については、複数でチェックを行って対象者を確定した上で情報を入手処理をしている。 ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。なお、目的外の個人単位の情報入手については、システム上対応しておらず、行えない。 ・マニュアルやWEB上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することになるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・他団体からの証明書等の情報の入手にあたっては、既存の住民基本台帳システムから提供される住民基本台帳情報と突合を行い本人の個人番号であることを確認している。 ・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・電子媒体で入手した情報は、入手後すぐに特定の権限者のみがアクセス可能な庁内連携システム内のフォルダに格納し、電子媒体内の情報はその時点で削除している。 ・電子媒体の使用については、情報セキュリティ実施手順書に従い、USBメモリ等使用記録簿にて管理している。 ・入手元の端末は定期的にパスワードを変更しており、特定の権限がある者しかアクセスできない。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システムには介護保険事務上で必要としないデータは保持しない。 ・介護保険システム上からの個人番号へのアクセス制御を行い、また個人番号を利用できる権限を有しないユーザーIDで使用する場合は個人番号を参照できないようにしている。 ・特定個人情報を使用できる事務であるかどうかについて、定期的に確認を実施している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)又は特定個人情報を管理し、中間サーバの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバに格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>	
--------------	---	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。 ・団体内統合宛名システムは自機関向けの中間サーバとだけ通信および特定個人情報の入手 ・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。 ・団体内統合宛名システムと自機関向けの中間サーバの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。 <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制限)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 <p><中間サーバの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 	
---	--

<p>その他の措置の内容</p>	<p>(物理的対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機の盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、入室時には、生体認証による管理を行う。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・新耐震基準に基づいて設計、施工された施設内にサーバ室を設置している。 ・個人情報を含む書類については、鍵のかかる書庫で保管している。 ・紙資料等については文書取扱規程に基づいて、保存年限経過後は、個人情報の流出がないよう適切な方法により廃棄処分している。 ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティーワイヤー等による固定、操作場所への入室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>(技術的対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・OSには随時セキュリティパッチ適用を実施している。 ・バックアップ手順書にある方法に従ってバックアップ処理を行っている。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 <p>【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 <p>【ガバメントクラウドにおける措置の消去手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象に、情報セキュリティについての研修を定期的実施する。 ・違反行為を行った者に対し、その都度指導する。度重なる違反行為又は重大な違反行為の場合は、懲戒処分の対象とする。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係
②請求方法	必要事項を記載した書面により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係
②対応方法	・問合せ受付時に受付票を作成し、対応に関する記録を残す。 ・必要に応じて担当部署に連絡し、協議のうえ対応する。 ・重大な事案については、庁内横断的に連絡をとり対処する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月21日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	評価書様式改正にともなう変更				
令和2年5月1日	公表日	平成31年3月29日	令和2年5月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月29日	評価書様式改正にともなう変更				
令和3年3月31日	公表日	令和2年5月1日	令和3年3月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	移転先1・移転先6	福祉部 保護第一課・保護第二課	福祉部 保護課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	移転先3	総合政策部 危機管理課	危機管理課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	移転先9	市民生活部 市民課	市民部 市民課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	移転先11	財務部 市民税課	総務部 市民税課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	公表日	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法 第19条第7号	番号利用法 第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法 第19条第8号	番号利用法 第19条第9号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先1～20 ①法令上の根拠	番号利用法 第19条第7号	番号利用法 第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先21	番号法 第19条第7号 別表第2の90の項	番号利用法 第19条第8号 別表第2の90の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先22	番号法 第19条第7号 別表第2の94の項	番号利用法 第19条第8号 別表第2の94の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先23	番号法 第19条第7号 別表第2の95の項	番号利用法 第19条第8号 別表第2の95の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	提供先24	番号法 第19条第7号 別表第2の108の項	番号利用法 第19条第8号 別表第2の108の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	6.情報提供ネットワークシステムとの接続	番号法別表第2及び第19条第14号	番号利用法 別表第2及び第19条第15号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月1日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容		<サービス検索・電子申請機能における事務の内容> サービス検索・電子申請機能から介護保険被保険者証等再交付申請書などの受理を行う。を追加。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年3月1日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システムの名称		サービス検索・電子申請機能を追加。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年3月1日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能		【住民向け機能】 自ら受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能。 【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能を追加。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年3月1日	II-3 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法		「その他」に「○」を記し、「()」に「サービス検索・電子申請機能」を追加。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年3月1日	II-6 特定個人情報の保管・消去 保管場所		<サービス検索・電子申請機能における措置> ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退館管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 を追加。	事前	重要な変更
令和5年3月1日	III-2 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークを通じた入手を除く。) リスク:目的外の入手が行われるリスク		・マニュアルやWEB上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続きに係る申請や不要な情報を申請してしまうリスクを防止する。 を追加。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

<p>令和5年3月1日</p>	<p>Ⅲ-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)におけるそのほかのリスク及びそのリスクに対する措置</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手续を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付と済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入手を抑止する措置を講じている。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等 	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出</p>
<p>令和5年3月1日</p>	<p>Ⅲ-3 特定個人情報の使用リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ・定期的又は異動・退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動・退職等情報を確認し、当該自由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 ・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。 	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出</p>
<p>令和5年3月1日</p>	<p>Ⅲ-3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】 ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるよう系統的に制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出</p>
<p>令和5年3月1日</p>	<p>Ⅲ-7 特定個人情報ファイルの保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容</p>		<p><物理的対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤーによる固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 <p><技術的対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等 	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事前に提出</p>

令和5年3月1日	Ⅲ-7 特定個人情報ファイルの保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		【特定個人情報】 ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には、古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 【特定個人情報】 ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年3月1日	公表日	令和4年3月31日	令和5年3月1日	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月1日	I-5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 (1)番号利用法 第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、94、95、108の項	117の項を追加。	事前	重要な変更
令和5年3月1日	II-2 基本情報 ⑥事務担当部署	福祉部 介護保険課	福祉部 介護福祉課	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年3月1日	II-3 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	・評価実施機関内の他部署 市民課、市民税課、障がい福祉課、保護第一課、保護第二課、国保年金課、福祉医療課	市民課、市民税課、障がい福祉課、保護課、国保年金課、福祉医療課に修正。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年3月1日	II-3 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	福祉部介護福祉課・福祉部福祉政策課・福祉部長寿福祉課、市民生活部市民課、西部出張所総務課及び住民課、都祁及び月ヶ瀬行政センター総務住民課、東部出張所、北部出張所、財務部滞納整理課	福祉部介護福祉課・福祉部福祉政策課・福祉部長寿福祉課、市民部市民課、西部出張所総務課及び住民課、都祁及び月ヶ瀬行政センター総務住民課、東部出張所、北部出張所、財務部滞納整理課に修正。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年3月1日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 移転先1	福祉部 保護第一課・保護第二課	福祉部 保護課に修正。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年3月1日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 移転先9	市民生活部 市民課	市民部 市民課に修正。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年3月14日	公表日	令和5年3月1日	令和7年3月21日	事後	しきい値判断の結果の変更に伴う再実施
令和7年3月21日	公表日	令和6年3月14日		事後	
令和7年3月21日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	介護保険法(平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。)及び奈良市介護保険条例(平成12年奈良市条例第13号)等の規定に従い、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定及び保険給付等に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)においては別表第一項第68の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。	介護保険法(平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。)及び奈良市介護保険条例(平成12年奈良市条例第13号)等の規定に従い、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定及び保険給付等に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)においては番号利用法第9条第1項100の項の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。併せて、介護保険法に基づき実施する事務の処理に用いる情報システムについては、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国により整備されたクラウド・コンピューティング・サービス関連技術(以下「ガバメントクラウド」という。)を利用し、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(以下「標準化法」という。)に基づく標準化基準に適合する地方公共団体	事後	法改正に伴う項番号等変更、見直しによる修正
令和7年3月21日	I-4 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法 第9条第1項 別表第一 68の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	番号利用法 第9条第1項100の項	事後	法改正に伴う項番号等変更
令和7年3月21日	I-5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 (1)番号利用法 第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、94、95、108、117の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条 (3)番号利用法 第19条第9号 (4)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 【情報照会の根拠】 (1)番号利用法 第19条第8号 別表第二 93、94の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条	【情報提供の根拠】 (1)番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 131、132の項	事後	法改正に伴う項番号等変更
令和7年3月21日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2①委託内容	平成24年5月に策定した「奈良市情報システム最適化計画」に基づき、汎用性のある新システムを導入することにより、高い費用対効果と事業継続性を備えた情報システムとして、平成27年4月より稼働させるシステムの運用管理委託となる。	介護保険システムの運用管理委託	事後	見直しによる修正

令和7年3月21日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2①委託先名	富士通グループ奈良市情報システム最適化共同事業体(富士通リース㈱・富士通㈱)	富士通グループ奈良市情報システム最適化共同事業体(富士通リース㈱・富士通㈱)、富士通Japan(株)	事後	見直しによる修正
令和7年3月21日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1~20	①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項(別紙1参照)	事後	番号利用法及び主務省令の改正に伴う変更
令和7年3月21日	II-6 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> サーバ機器はセンター内に設置しており、厳格な入退室管理を行っている区画に設置した施設できるサーバラックに保管。 サーバへのアクセスは、ICカードとパスワードによる端末ログイン認証およびシステム上のID/パスワードによる認証が必要。 申請書等の保管年限内は、施設できる事務室内または書庫での保管を行っている。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 書類等の保管年限内は施設できる事務室内または書庫での保管を行っている。 データは、厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 外部記憶媒体は、施設できるキャビネットに保管している。 <p>【消去方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは紙に打出し後、速やかに完全消去する。 外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 	<p>【追記部分を記載】</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> -ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 -日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 消去方法 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する 	事後	重要な変更
令和7年3月21日	III-7 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<p>(物理的対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子計算機の盗難を防ぐために、施設できる場所等に保管し、入室時には、生体認証による管理を行う。 停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置等を付設している。 火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 新耐震基準に基づいて設計、施工された施設内にサーバ室を設置している。 個人情報を含む書類については、鍵のかかる書庫で保管している。 紙資料等については文書取扱規程に基づいて、保存年限経過後は、個人情報の流出がないよう適切な方法により廃棄処分している。 LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティウィヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施設できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施設できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 <p>(技術的対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 OSには随時セキュリティパッチ適用を実施している。 バックアップ手順書にある方法に従ってバックアップ処理を行っている。 サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 	<p>【追記部分を記載】</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者がアクセスできるよう適切な入退室管理を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出せないこととしている。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(「利用基準」に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 	事後	重要な変更
令和7年3月21日	III-7 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置	<p>【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 <p>【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 	<p>【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 <p>【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 <p>【ガバメントクラウドにおける措置の消去手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを 	事後	重要な変更

令和7年3月21日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	番号利用法 第9条第1項 別表第一(15項の項)に定める事務 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う見直しによる修正
令和7年3月21日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ②移転先における用途	番号利用法 第9条第1項 別表第一(30の項)に定める事務 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う見直しによる修正
令和7年3月21日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②移転先における用途	番号利用法 第9条第1項 別表第一(36の2の項)に定める事務 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う見直しによる修正
令和7年3月21日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ②移転先における用途	番号利用法 第9条第1項 別表第一(36の2の項)に定める事務 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う見直しによる修正
令和7年3月21日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ②移転先における用途	番号利用法 第9条第1項 別表第一 41の項に定める事務 老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う見直しによる修正
令和7年3月21日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6	福祉部 保護第一課・保護第二課	福祉部 保護課	事後	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年3月21日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ②移転先における用途	番号法 第9条第1項 別表第一(63の項)に定める事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う見直しによる修正
令和7年3月21日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 ②移転先における用途	番号法 第9条第1項 別表第一(84の項)に定める事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う見直しによる修正
令和7年3月21日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ②移転先における用途	番号利用法 第9条第1項 別表第一(68の項)に定める事務 介護保険法(平成9年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法(平成9年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う見直しによる修正
令和7年3月21日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 ②移転先における用途	番号法 第9条第1項 別表第一68の項に定める事務 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う見直しによる修正
令和7年3月21日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11	財務部 市民税課	総務部 市民税課	事後	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年3月21日	II-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 ②移転先における用途	番号法 第9条第1項 別表第一16の項に定める事務 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う見直しによる修正